2 消費税及び地方消費税 確定申告の準備

確定申告書の作成に必要な書類をあらかじめ準備します。

提出する書類

消費税及び地方消費税の確定申告（簡易課税制度を適用しない場合）には、以下の書類を必ず提出してください。

- ■ 消費税及び地方消費税の確定申告書 第一表（一般用）及び第二表
- ■ 〔付表1-3〕税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（一般用）
- ■ 〔付表2-3〕課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（一般用）

※ 還付申告の方（申告書第一表⑧欄に控除不足還付税額を記載した場合）は、消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）を確定申告書に添付して提出する必要があります。

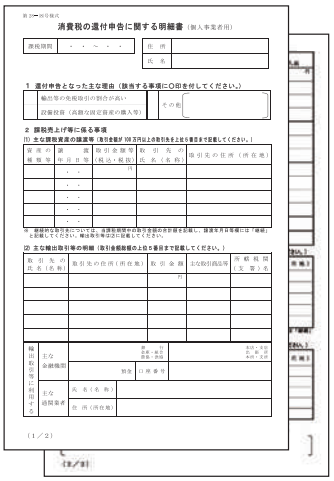
消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）

※ 課税資産の譲渡等の税込価格又は課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者が、税額計算の特例を適用する場合には、適用する特例に応じて、

- ○ 課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合（10営業日）を使用する課税期間用〕（売上区分用）
- ○ 課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕（売上区分用）
- ○ 課税仕入れ等の税額の計算表〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕（仕入区分用）

を確定申告書に添付して提出する必要があります。
特例の詳細は、50ページをご覧ください。

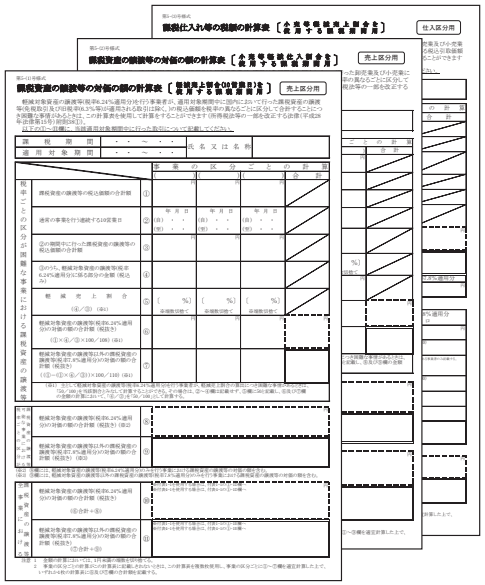
課税仕入れ等の税額の計算表 / 課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 / 課税資産の譲渡等の対価の額の計算表

申告書に記載された申告者ご本人のマイナンバー（個人番号）については、税務署で本人確認を行うため、次の本人確認書類の提示又は写しの添付をしていただく必要があります。

《マイナンバーカードをお持ちの方》
■マイナンバーカード（個人番号カード）
※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の写しが必要です。

《マイナンバーカードをお持ちでない方》
①番号確認書類 及び ②身元確認書類

①	番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	■通知カード※1 ■住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限ります）　などのうち、いずれか一つ
	＋	
②	身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	■運転免許証　■パスポート ■公的医療保険の被保険者証※2 ■身体障害者手帳 ■在留カード　などのうち、いずれか一つ

※1 「通知カード」は、その記載事項（氏名・住所など）に変更がない場合、又は、正しく変更手続が取られている場合に限り、確認書類として利用できます。
※2 写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

※ 還付申告書（申告書⑧控除不足還付税額に金額を記載した申告書）以外の確定申告書を提出する場合（相続人の方が提出する場合を除きます。）は、番号確認書類の提示等を省略することができます。
詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

Q. 提出する書類はどこで入手できますか？

A. 2通りの入手方法があります。

●インターネットで
国税庁のホームページ（https://www.nta.go.jp）からダウンロードできます。

●税務署で
税務署の窓口に用意しています。所轄の税務署でお尋ねください。

税額計算に使用する付表も、同様に入手できます。

税額計算に便利な書類

「1.基礎知識」でご説明したように、消費税と所得税には色々な違いがあります。
そこで、区分経理された帳簿等を基に、消費税の課税取引金額を計算する必要があります。
次の書類は、申告書に添付する必要はありませんが、消費税の課税取引金額を計算する上で便利ですので、ご利用ください。

- **課税取引金額計算表（事業所得用）…表イ－1**
- **課税売上高計算表…表ロ**
- **課税仕入高計算表…表ハ**

※この手引きでは、これらの計算表を使用して、税額の計算方法を説明しています。
上記のほか、課税取引金額計算表には農業所得用、不動産所得用があります。

40～46ページに、確定申告書（第一表、第二表）、付表（1-3、2-3）及び左記の計算表の見本を掲載しています。見本は、下書き用としてもご利用いただけます。

参考にするもの

申告書作成の際には、以下の書類を参照することがあります。あらかじめ準備しておくと便利です。

○ 売上金額・仕入金額など科目ごとの決算額の分かるもの	青色申告決算書、収支内訳書など
○ 取引の明細の分かるもの （消費税の課税取引を適用税率ごとに区分したもの）	帳簿など
○ 固定資産の譲渡や取得があった場合、譲渡(取得)金額の分かるもの	固定資産台帳など
○ 届出書の提出状況・中間納付税額の分かるもの	「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書

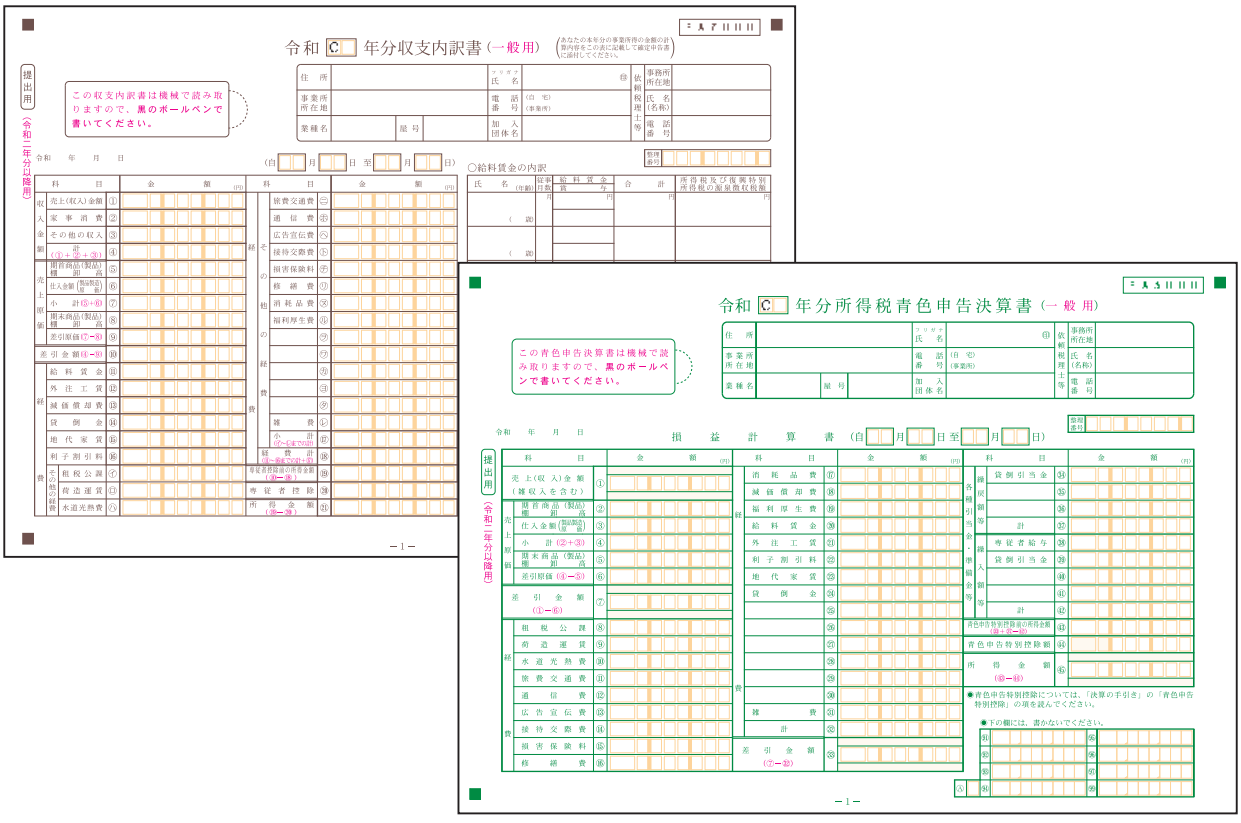

旧税率が適用された取引がある場合

この「手引き」は、申告に係る課税期間（令和２年中）に新税率（7.8%及び6.24%）が適用された取引のみを行った（付表１－３及び２－３を用いて計算する）場合について説明しています。
旧税率が適用された取引がある場合は、地方消費税額の計算方法が異なるため、付表１－１、１－２、２－１及び２－２を用いて計算します。
この場合に使用するこれらの付表は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）からダウンロードできます。また、申告書の書き方についてご不明な点がある場合は、所轄の税務署にお尋ねください。